

日本国憲法（前文）

日本国民は、正当に（1 ）された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて（2 ）のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び（3 ）の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに（4 ）が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な（5 ）によるものであつて、その（6 ）は国民に由来し、その（7 ）は国民の代表者がこれを行使し、その（8 ）は国民がこれを享受する。これは（9 ）の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。

われらは、これに反する（10 ）を排除する。

日本国民は、（11 ）を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の（12 ）に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく（13 ）から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、（14 ）なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの（15 ）と目的を達成することを誓ふ。

日本国憲法第 13 条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び（16 ）に対する国民の権利については、（17 ）に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

日本国憲法第 14 条

すべて国民は、（18 ）であつて、（19 ）、 、 、 又は（ ）により、政治的、経済的又は社会的関係において、（20 ）されない。

日本国憲法第 15 条

すべて公務員は、（21 ）であつて、一部の奉仕者ではない。

解 答

-
- 1、選挙
 - 2、自由
 - 3、戦争
 - 4、主権
 - 5、信託
 - 6、権威
 - 7、権力
 - 8、福利
 - 9、人類普遍
 - 10、一切の憲法、法令及び詔勅
 - 11、恒久の平和
 - 12、公正と信義
 - 13、恐怖と欠乏
 - 14、普遍的
 - 15、崇高な理想
 - 16、幸福追求
 - 17、公共の福祉
 - 18、法の下に平等
 - 19、人種、信条、性別、社会的身分又は門地
 - 20、差別
 - 21、全体の奉仕者

日本国憲法第 17 条

何人も、(1)により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その(2)を求めることができる。

日本国憲法第 19 条

(3)は、これを侵してはならない。

日本国憲法第 20 条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から(4)を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ・何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ・国及びその機関は、(5)その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

日本国憲法第 21 条

- ・集会、結社及び言論、出版その他一切の(6)は、これを保障する。
- ・検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

日本国憲法第 23 条

(7)は、これを保障する。

日本国憲法第 24 条

婚姻は、(8)のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、(9)に立脚して、制定されなければならない。

日本国憲法第 25 条

すべて国民は、(10)を有する。

日本国憲法第 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、(11)権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する(12)を受けさせる義務を負ふ。(13)は、これを(14)とする。

解 答

- 1、公務員の不法行為
- 2、賠償
- 3、思想及び良心の自由
- 4、特権
- 5、宗教教育
- 6、表現の自由
- 7、学問の自由
- 8、両性の合意
- 9、個人の尊厳と両性の本質的平等
- 10、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利
- 11、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける
- 12、子女に普通教育
- 13、義務教育
- 14、無償

日本国憲法第27条

すべて国民は、(1 有し、)を負ふ。
賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
(2)は、これを酷使してはならない。

日本国憲法第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる(3)の
努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民
に対し、(4)として信託されたものである。

日本国憲法第98条

この憲法は、国の(5)であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅
及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

解 答

-
- 1、勤労の権利を有し、義務 2、児童 3、自由獲得 4、侵すことのできない永久の権利
5、最高法規

教育基本法（前文）

われらは、さきに、（1 ）を確定し、（2 ）な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において（3 ）にまつべきものである。

われらは、（4 ）を重んじ、（5 と ）を希求する（6 ）を期するとともに、（7 ）にしてしかも（8 ）をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、（9 ）を明示して、新しい日本の（10 ）を確立するため、この法律を制定する。

教育基本法（教育の目的）第1条

教育は、（11 ）をめざし、（12 ）な国家及び（13 ）として、（14 と ）を愛し、（15 ）をたつとび、（16 と ）を重んじ、（17 ）に充ちた心身ともに健康な（18 ）を期して行われなければならない。

教育基本法（教育の方針）第2条

教育の目的は、（19 ）において実現されなければならない。この目的を達成するためには、（20 ）を尊重し、（21 ）に即し、（22 ）を養い、（23 ）と協力によって、（24 ）に貢献するように努めなければならない。

教育基本法（教育の機会均等）第3条

すべて国民は、ひとしく、その（25 ）に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、（26 、 、 ）又は、（ ）によって、（27 ）差別されない。

（28 ）は、（29 ）があるにもかかわらず、（30 ）によって（31 ）な者に対して、（32 ）の方法を講じなければならない。

教育基本法（義務教育）第4条

国民は、その保護する子女に、（33 ）を受けさせる義務を負う。

（34 ）の設置する学校における義務教育については、（35 ）は、これを徴収しない。

解 答

-
- 1、日本国憲法 2、民主的で文化的 3、教育の力 4、個人の尊厳 5、真理と平和
6、人間の育成 7、普遍的 8、個性ゆたかな文化の創造 9、教育の目的 10、教育の基本
11、人格の完成 12、平和的 13、社会の形成者 14、真理と正義 15、個人の価値
16、勤労と責任 17、自主的精神 18、国民の育成 19、あらゆる機会に、あらゆる場所
20、学問の自由 21、実際生活 22、自発的精神 23、自他の敬愛 24、文化の創造と発展
25、能力 26、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地 27、教育上
28、国及び地方公共団体 29、能力 30、経済的理由 31、就学困難 32、奨学
33、9年の普通教育 34、国又は地方公共団体 35、授業料

教育基本法（男女共学）第5条

男女は、互いに（1 ）し、協力しあわなければならないものであって、（2 ）は、認められなければならない。

教育基本法（学校教育）第6条

（3 ）は、（4、 ）をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、（5 ）のみが、これを設置することができる。法律に定める学校の教員は、（6 ）であつて、（7 ）を自覚し、その（8 ）の遂行に努めなければならない。このためには、（9 ）は、尊重され、その（10 ）の適正が、期せられなければならない。

教育基本法（社会教育）第7条

（11 及び その他 ）において行われる教育は、国及び地方公共団体によって（12 ）されなければならない。国及び地方公共団体は、（13 、 、 ）等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって（14 ）の実現に努めなければならない。

教育基本法（政治教育）第8条

良識ある（15 ）たるに必要な（16 ）は、教育上これを尊重しなければならない。（17 ）は、特定の（18 ）を支持し、又はこれに反対するため（19 ）その他政治的活動をしてはならない。

教育基本法（宗教教育）第9条

宗教に関する（20 ）及び宗教の（21 ）は、教育上これを尊重しなければならない。（22 ）は、特定の宗教のための（23 ）その他宗教的活動をしてはならない。

教育基本法（教育行政）第10条

教育は、（24 ）に服することなく、（25 ）に対し（26 ）に責任を負って行われるべきものである。（27 ）は、この自覚のもとに、（28 ）を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

教育基本法（補則）第11条

この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

解 答

1、敬重 2、教育上男女の共学 3、法律に定める学校 4、公の性質 5、法律に定める法人
6、全体の奉仕者 7、自己の使命 8、職責 9、教員の身分 10、待遇 11、家庭教育及び勤労の場所その他社会 12、奨励 13、図書館、博物館、公民館 14、教育の目的 15、公民 16、政治的教養 17、法律に定める学校 18、政党 19、政治教育 20、寛容の態度 21、社会生活における地位 22、国及び地方公共団体が設置する学校 23、宗教教育 24、不当な支配
25、国民全体 26、直接 27、教育行政 28、教育の目的

第一章 総則

学校教育法 第一条

この法律で、学校とは、(1)、及び ()とする。

学校教育法 第二条

学校は、(2)、(3)および私立学校法第三条に規定する(4)のみが、これを設置することができる。

学校教育法 第三条

学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、(5)の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

学校教育法 第四条

…設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

- 一 公立又は私立の
大学及び高等専門学校
→ (6)
- 二 市町村の設置する
高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園
→ (7)
- 三 私立の
小、中、高校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園
→ (8)

学校教育法 第五条

(9)は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の(10)を負担する。

学校教育法 第六条

学校においては、授業料を徴収することができる。
ただし、(11)、これらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校又は中等教育学校の前期課程における義務教育については、これを徴収することができない。

学校教育法 第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

解 答

1、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 2、国 3、地方公共団体 4、学校法人 5、文部科学大臣 6、文部科学大臣 7、都道府県教育委員会 8、都道府県知事 9、学校の設置者 10、経費 11、国立又は公立の小学校及び中学校

学校教育法 第九条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員になることができない。

三 (1) 第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から(2)を経過しない者

学校教育法 第十一条

(3) は、教育上必要があると認めるときは、(4) の定めるところにより、学生、生徒及び児童に(5、)を加えることができる。ただし、(6、)を加えることはできない。

学校教育法 第十二条

学校においては、…、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、(7) を行い、その他その保健に必要な(8) を講じなければならない。

学校教育法 第十三条

…学校が次の各号のいずれかに該当する場合…学校の閉鎖を命ずることができる。

三 (9) 以上授業を行わなかつたとき

学校教育法 第十六条

子女を使用する者は、その使用によつて、子女が、(10) を受けることを妨げてはならない。

第二章 小学校

学校教育法 第十七条

小学校は、(11) に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

学校教育法 第十八条

小学校における教育…目標の達成に努めなければならない。

- 一 学校内外の社会生活の経験に基き、(12) について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。
- 二 (13) 及び国家の現状と(14) について、正しい理解に導き、進んで(15) の精神を養うこと。
- 三 (16) に必要な衣、食、住…理解と技能を養うこと。
- 四 (17) に必要な国語を …数量的な関係を …自然現象
- 七 健康、安全で幸福な生活のために(18) を養い、
- 八 …音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

解 答

- 1、教員免許法 2、3年 3、校長及び教員 4、文部科学大臣 5、懲戒 6、体罰 7、健康診断
8、措置 9、6ヶ月 10、義務教育 11、心身の発達 12、人間相互の関係 13、郷土
14、伝統 15、国際協調 16、日常生活 17、日常生活 18、必要な習慣

学校教育法 第十八条の二

小学校においては、教育指導を行うに当たり、児童の（1 ）な学習活動、特に（2 ）など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、（3 ）その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

学校教育法 第二十条

小学校の教科に関する事項は、（4 ）が、これを定める。

学校教育法 第二十一条

小学校においては、（5 ）の検定を経た又は（6 ）が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

学校教育法 第二十二条

保護者（いないときは、未成年後見人）は、子女の（7 ）に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、（8 ）に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部に就学させる義務を負う。

学校教育法 第二十三条

就学させなければならない子女で、（9 ）（10 ）その他やむを得ない事由で、就学困難と認められる者の保護者の対して、（11 ）は、文部科学大臣の定める規程により、義務を猶予又は免除することができる。

学校教育法 第二十五条

（12 ）によつて、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、（13 ）は、必要な援助を与えなければならない。

学校教育法 第二十六条

（14 ）は、性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その（15 ）に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害 二、職員に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 三 施設又は設備を損壊する行為 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
2 市町村の教育委員会は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

解 答

- 1、体験的 2、ボランティア活動 3、社会教育関係団体 4、文部科学大臣 5、文部科学大臣
6、文部科学省 7、満6歳 8、満12歳 9、病弱 10、発育不完全 11、市町村教育委員会
12、経済的な理由 13、市町村 14、市町村教育委員会 15、保護者

学校教育法 第二十八条

小学校には、(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、(2)又は(5)を置かないことができる。

3 (1)は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 (2)は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

5 (2)は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは…

6 (3)は、児童の教育をつかさどる。

学校教育法 第二十九条

(6)は、その区域内に必要な小学校を設置しなければならない。

第三章 中学校

学校教育法 第三十五条

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、(7)に依じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

学校教育法 第三十六条

中学校における教育については、次の目標の達成に努めなければならない。

一 (8)として必要な資質を養うこと。

二 社会に必要な(9)についての基礎的な知識と技能、
勤労を重んずる態度及び個性に応じて(10)を養うこと。

三 社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、(11)を養うこと。

学校教育法 第三十七条

中学校の修業年限は、(12)年とする。

第四章 高等学校

学校教育法 第四十一条

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、(13)に依じて、高等普通教育及び(14)を施すことを目的とする。

解 答

-
- 1、校長 2、教頭 3、教諭 4、養護教諭 5、事務職員 6、市町村 7、心身の発達
8、国家及び社会の形成者 9、職業 10、将来の進路を選択する能力 11、公正な判断力 12、3
13、心身の発達 14、専門教育

学校教育法 第四十二条

高等学校における教育については、次の目標の達成に努めなければならない。

- 一 国家及び社会の（1 ）な形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 使命の自覚に基き、個性に応じて将来の（2 ）させ、
一般的な教養を高め、（3 ）な技能に習熟させること。
- 三 広く深い理解と（4 ）を養い、個性の確立に努めること。

学校教育法 第四十六条

高等学校の修業年限は、全日制の課程については、（5 ）とし、定時制の課程及び通信制の課程については、（6 ）とする。

学校教育法 第四十七条

高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第四章の二 中等教育学校

学校教育法 第五十一条の二

中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を（7 ）を目的とする。

学校教育法 第五十一条の四

中等教育学校の修業年限は、（8 ）とする。

第五章の二 高等専門学校

学校教育法 第七十条の四

高等専門学校の修業年限は、（9 ）とする。ただし、商船に関する学科については（10 ）とする。

第六章 特殊教育

学校教育法 第七十一条

盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者、聾者、又は（11 ）、（12 ）若しくは（13 ）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に（14 ）を施し、あわせてその（15 ）を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

解 答

-
- 1、有為 2、進路を決定 3、専門的な 4、健全な批判力 5、3年 6、3年以上
7、一貫して施すこと 8、6年 9、5年 10、5年6月 11、知的障害者 12、肢体不自由者
13、病弱者 14、準ずる教育 15、欠陥

学校教育法 第七十一条の二

故障の程度は、政令で、これを定める。

学校教育法 第七十二条

盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、その一のみを置くことができる。

2 盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

学校教育法 第七十三条

盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科又は幼稚部の保育内容は、文部科学大臣が、これを定める。

学校教育法 第七十三条の二

盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

学校教育法 第七十四条

都道府県は、…必要な盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない。

学校教育法 第七十五条

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。

一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者

六 その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行うことが適当なもの

2 前項に掲げる学校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特殊学級を設け、又は（1 ）して、教育を行うことができる。

第七章 幼稚園

学校教育法 第七十八条

幼稚園は、次の目標の達成に努めなければならない。

一 必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活に、喜んで参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養う。

三 身近の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

四 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。

五 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

解 答

1、教員を派遣

第七章の二 専修学校

学校教育法 第八十二条の二

第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うものは、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

※専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第八章 雑則

学校教育法 第八十三条

第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うものは、これを各種学校とする。

学校教育法 第八十五条

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる。

第九章 罰則

学校教育法 第九十一条

第二十二條第一項又は第三十九條第一項の規定による義務履行の督促を受け、なお履行しない者は、これを十万円以下の罰金に処する。

学校教育法 第百三条

小学校、中学校及び中等教育学校には、第二十八条（第四十条において準用する場合を含む。）及び第五十一条の八の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭は、これを置かないことができる。

学校教育法 第百七条

高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校及び養護学校並びに特殊学級においては、当分の間、教科書以外の教育用図書を使用することができる。

学校教育法施行令 第一条（学齢簿の編製）

- 1（1）は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童について、（2）を編製しなければならない。
- 2 前項の規定による（2）の編製は、当該市町村の（3）に基づいて行なうものとする。

学校教育法施行令 第十一条（盲者等についての通知）

（4）は、第二条に規定する者のうち盲者、聾者、精神薄弱者、肢体不自由者及び病弱者について、（5）に対し、翌学年の初めから（6）までに、その氏名及び盲者、聾者、精神薄弱者、肢体不自由者又は病弱者である旨を通知、その者の（7）を送付しなければならない。

学校教育法施行令 第五条（入学期日等の通知、学校の指定）

- 1（8）は、就学予定のうち、盲者、聾者、精神薄弱者、肢体不自由者、及び病弱者以外の者について、その（9）に対し、翌学年の初めから（10）までに、その（11）を通知しなければならない。
- 2（12）は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が二校以上ある場合、当該就学予定者の就学すべき学校を（13）しなければならない。

学校教育法施行令 第七条

（14）は、第五条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の（15）に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校又は中学校の（16）に対し、当該児童生徒等の（17）を通知しなければならない。

学校教育法施行令 第十四条（盲者等の入学期日等の通知、学校の指定）

- 1（18）は、通知を受けた児童生徒等について、その（19）に対し、翌学年の初めから（20）までに、通知。

学校教育法施行令 第十五条

- 1（21）は、前条第一項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき盲学校、聾学校又は養護学校の（22）及び当該児童生徒等の住所の存する（23）に対し、当該児童生徒等の（24）を通知しなければならない。

解 答

1、市町村教育委員会 2、学齢簿 3、住民基本台帳 4、市町村の教育委員会
5、都道府県の教育委員会 6、三月前 7、学齢簿の謄本 8、市町村の教育委員会 9、保護者
10、二月前 11、入学期日 12、市町村の教育委員会 13、指定 14、市町村の教育委員会
15、通知と同時 16、校長 17、氏名及び入学期日 18、都道府県の教育委員会 19、保護者
20、二月前 21、都道府県の教育委員会 22、校長 23、市町村の教育委員会
24、氏名及び入学期日

学校教育法施行令 第八条

(1) は、相当と認めるときは、(2) の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。

学校教育法施行令 第四節 督促等

第十九条 (校長の義務)

小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の(3)しておかなければならない。

学校教育法施行令 第二十条

小学校…の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き(4)出席せず、その他その(5)場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに…(6)に通知しなければならない。

学校教育法施行令 第二十二条の三 (盲者等の心身の故障の程度)

盲者	両眼の視力がおおむね(7)未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聾者	両耳の聴力レベルがおおむね(8)デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

学校教育法施行令 第二十五条 (市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出)

市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校について次に掲げる事由があるときは、その旨を(9)に(10)なければならない。

- 一 設置し、又は廃止しようとするとき。

学校教育法施行令 第二十九条 (休業日)

(11) (大学を除く。)の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、(12)する市町村又は都道府県の教育委員会が定める。

私立は当該校の学則で定める

解 答

-
- 1、市町村の教育委員会 2、保護者 3、出席状況を明らかに 4、七日間
5、出席状況が良好でない 6、市町村の教育委員会 7、0.3 8、60 9、都道府県の教育委員会
10、届け出 11、公立の学校 12、当該学校を設置

学校教育法施行規則 第一条

学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

学校教育法施行規則 第八条

校長の資格は、…教諭の専修免許又は一種免許（高校及び中等教育学校長は、専修免許状）を有し、次に掲げる「教育に関する職」に（1 ）以上あつたこと
二 教育に関する職に（2 ）以上あつたこと

学校教育法施行規則 第九条の二

国・公立の学校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合、前二条に規定するもののほか、第八条各号に掲げる資格を有する者と（3 ）を有すると認める者を校長として任命・採用することができる。

学校教育法施行規則 第十二条の三

（4 ）は、その学校に在学する児童等の（5 ）（児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本）を（6 ）しなければならない。

校長は、児童等が進学・転学した場合、その作成に係る当該児童等の（5）の抄本又は写しを作成し、これを進学先の（7 ）に送付しなければならない。

学校教育法施行規則 第十二条の四

（8 ）は在学する児童等の（9 ）を作成しなければならない。

学校教育法施行規則 第十三条

（10 ）及び（11 ）が児童等に（12 ）を加えるに当つては、児童等の（13 ）に應ずる等（14 ）をしなければならない。

- 懲戒のうち、（15 ）、（16 ）及び（17 ）の処分は、（18 ）がこれを行う。
- 前項の（19 ）は、公立の小学校、中学校（併設型中学校を除く）、盲学校、聾学校又は養護学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除きできる。
 - 一 （20 ）で改善の見込がないと認められる者
 - 二 （21 ）で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて（22 ）
 - 四 （23 ）を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- （24 ）は、（25 ）に対して行うことができない。

解 答

1、五年 2、十年 3、同等の資質 4、校長 5、指導要録 6、作成 7、校長 8、校長
9、出席簿 10、校長 11、教員 12、懲戒 13、心身の発達 14、教育上必要な配慮
15、退学 16、停学 17、訓告 18、校長 19、退学 20、性行不良 21、学力劣等
22、出席常でない者 23、学校の秩序 24、停学 25、学齢児童・生徒

学校教育法施行規則 第十五条

学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関係のある法令
 - 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
 - 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
 - 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
 - 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- ・ 前項の表簿は、別に定めるもののほか、(1)年間、入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、(2)年間とする。

学校教育法施行規則 第十七条

小学校の学級数は、(3)学級以上(4)学級以下を標準とする。

学校教育法施行規則 第二十二條の二

小学校では、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい(5)の仕組みを整えるものとする。

学校教育法施行規則 第二十二條の三

小学校には、(6)及び(7)を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは置かないことができる。

学校教育法施行規則 第二十二條の四

小学校においては、(8)を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

学校教育法施行規則 第二十二條の五

小学校には、(9)を置くことができる。

学校教育法施行規則 第二十三條の二

小学校に、(10)の定めるところにより、(11)の職務の円滑な執行のため、(12)を置ける。これは(13)が主宰する。

学校教育法施行規則 第二十三條の三

- 小学校には、(14)の定めるところにより、(15)を置ける。
- 2 (15)は、(16)の求めに応じ、学校運営に関し(17)を述べることができる。
 - 3 (15)は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、(18)の推薦により、当該小学校の(19)が委嘱する。

解 答

1、五 2、二十 3、十二 4、十八 5、校務分掌 6、教務主任 7、学年主任 8、保健主事
9、事務主任 10、設置者 11、校長 12、職員会議 13、校長 14、設置者 15、学校評議員
16、校長 17、意見 18、校長 19、設置者

学校教育法施行規則 第二十四条

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の(1)、(2)、(3)並びに(4)の時間によつて編成するものとする。

私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、(5)を加えることができる。この場合においては、(5)をもつて前項の道徳に代えることができる。

学校教育法施行規則 第二十五条

教育課程については教育課程の(6)として(7)が別に公示する(8)によるものとする。

学校教育法施行規則 第二十五条の二

小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。

学校教育法施行規則 第二十六条

児童が(9)によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

学校教育法施行規則 第二十七条

各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当つては、児童の(10)を評価して、これを定めなければならない。

学校教育法施行規則 第二十八条

(11)は、小学校の全課程を修了したと認められた者には、(12)を授与しなければならない。

学校教育法施行規則 第四十四条

小学校の学年は、(13)に始まり、翌年(14)に終る。

学校教育法施行規則 第四十六条

授業終始の時刻は、(15)が、これを定める。

学校教育法施行規則 第四十七条

公立小学校における休業日は、次のとおりとする。

- 一 (16)に関する法律に規定する日
- 二 (17)
- 三 (18)が定める日

解 答

1、各教科 2、道徳 3、特別活動 4、総合的な学習 5、宗教 6、基準 7、文部科学大臣
8、学習指導要領 9、心身の状況 10、平素の成績 11、校長 12、卒業証書 13、四月一日
14、三月三十一日 15、校長 16、国民の祝日 17、日曜日及び土曜日 18、教育委員会

学校教育法施行規則 第四十七条の二

私立小学校における学期及び休業日は、(1)で定める。

学校教育法施行規則 第四十八条

(2)その他急迫の事情があるときは、(3)は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を(4)に報告しなければならない。

学校教育法施行規則 第五十二条の三

中学校には、(5)を置くものとする。

学校教育法施行規則 第五十三条

中学校の教育課程は、(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)によつて編成するものとする。

学校教育法施行規則 第五十六条の三

高等学校には、(11)を置くものとする。
事務長は、(12)をもつて、これに充てる。

学校教育法施行規則 第五十七条

高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する(13)、(14)及び(15)によつて編成するものとする。

学校教育法施行規則 第五十八条

高等学校においては、(16)の検定を経た教科用図書又は(17)の名義を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の(18)の定めるところにより、他の(19)を使用することができる。

学校教育法施行規則 第五十九条

高等学校の入学は、第五十四条の四の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下本条中「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、(20)が、これを許可する。

学校教育法施行規則 第六十二条

生徒が、(21)又は(22)をしようとするときは、(23)の許可を受けなければならない。

解 答

1、当該学校の学則 2、非常変災 3、校長 4、教育委員会 5、進路指導主事 6、必修教科
7、選択教科 8、道徳 9、特別活動 10、総合的な学習の時間 11、事務長 12、事務職員
13、科目 14、特別活動 15、総合的な学習の時間 16、文部科学大臣 17、文部科学省が著作
18、設置者 19、適切な教科用図書 20、校長 21、休学 22、退学 23、校長

学校教育法施行規則 第六十三条の三

(1) は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

学校教育法施行規則 第六十三条の四

(2) は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの

二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものの合格に係る学修

三 (3) その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

学校教育法施行規則 第六十三条の五

第六十三条の三の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は(4) を超えないものとする。

学校教育法施行規則 第六十五条

前項の規定において準用する第四十四条の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、(5) に終わるものとすることができる。

学校教育法施行規則 第七十三条の四

寄宿舍を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寮務主任及び舎監を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

寮務主任及び舎監は、教諭をもつて、これに充てる。

学校教育法施行規則 第七十三条の六

盲学校、聾学校及び養護学校の

小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定のある場合を除き、盲学校及び聾学校にあつては(6) 以下を、養護学校にあつては

(7) 以下を標準

高等部の同時に授業を受ける一学級の生徒数は、(8) 以下を標準とする。

幼稚部において、教諭一人の保育する幼児数は、(9) 以下を標準とする。

解 答

1、校長 2、校長 3、ボランティア活動 4、二十 5、九月三十日 6、十人 7、十五人
8、十五人 9、八人

学校教育法施行規則 第七十三条の七

盲学校、聾学校及び養護学校の小学部の教育課程は、各教科、道徳、特別活動、
(1)並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

学校教育法施行規則 第七十三条の十二

盲学校、聾学校又は養護学校の小学部、中学部又は高等部において、当該学校に就学することとなつた心身の故障以外に他の心身の故障を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第七十三条の七から第七十三条の十までの規定にかかわらず、(2)
よることができる。

前項の規定の場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが(3)ときは、当該学校の(4)の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

学校教育法施行規則 第七十五条

幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、(5)を下つてはならない。

解 答

1、自立活動 2、特別の教育課程 3、適当でない 4、設置者 5、三十九週